

参考資料編

1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としており、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮」の提供が求められています。

2 埼玉県取組

- (1) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指して制定されました。

- (2) 埼玉県手話言語条例（平成28年4月1日施行）

手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指して制定されました。

※上記の条例のリーフレット、条文は埼玉県ホームページに掲載されています。

3 学校における合理的配慮

- (1) 学校における合理的配慮とは

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、

- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うこと。
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- (2) 「合理的配慮」と「個別の教育支援計画」について

- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
- ・検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該児童生徒の状態把握を行う。
- ・設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について合意形成を図った上で決定し、提供する。
- ・個別の教育支援計画に明記していく。個別の指導計画にも活用していく。

- (3) 学校における合理的配慮の決定

「合理的配慮」の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制的、財政的をも勘案

し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」とは何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る。

※合理的配慮の提供に際して、必要な範囲で保護者等の協力を求めることは、必ずしも否定されるものではないが「例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」とされており、このことを踏まえ、適切に検討することが必要。

(4) 合理的配慮の例

①視覚障害

- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保 など

②聴覚障害

- ・FM式補聴器などの補聴環境の整備 など

③知的障害

- ・生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読みなどに対する補完的な対応 など

④肢体不自由

- ・医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- ・障害の状態に応じた給食の提供 など

⑤病弱・身体虚弱

- ・入院等により授業に参加できなかった時間の学習内容の補完 など

⑥LD、ADHD、自閉症等の発達障害

- ・クールダウンするための小部屋の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報揭示 など

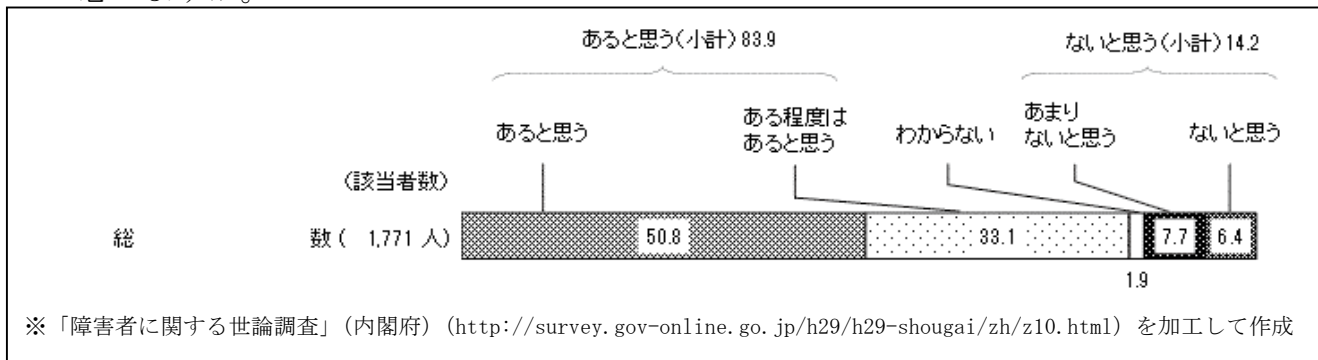
出典：「特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回配付資料）」（文部科学省）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm)

4 障害者に関する世論調査（平成29年8月調査 内閣府）

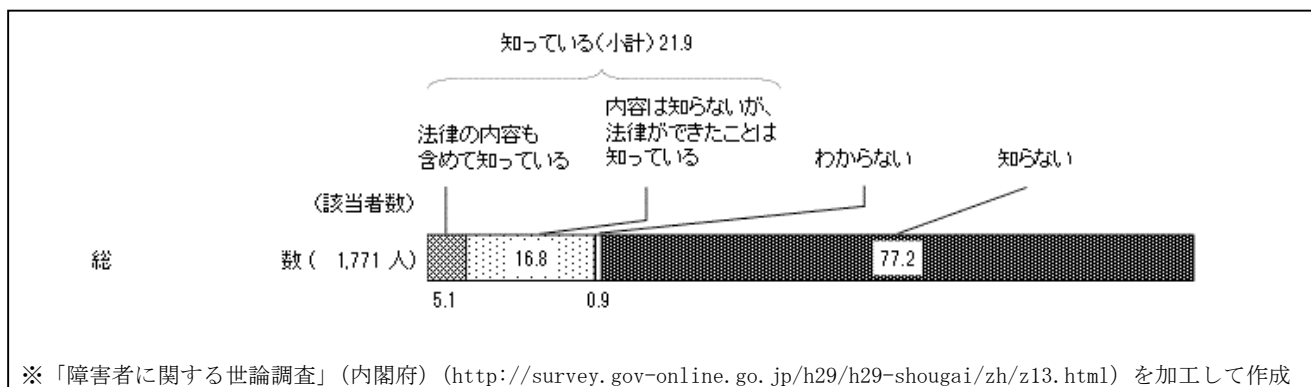
(1) 差別や偏見の有無

あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



(2) 障害者差別解消法の周知度

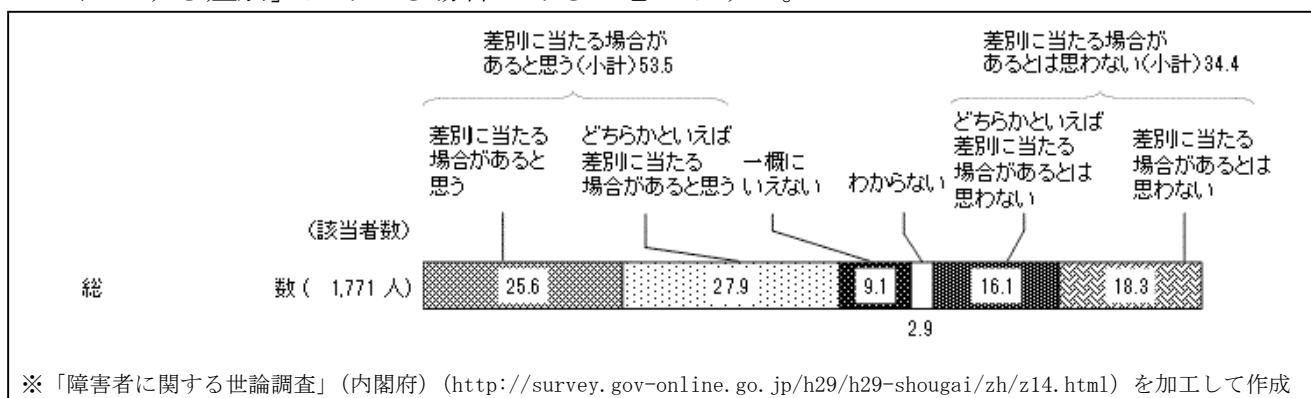
障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指すため、平成28年4月からいわゆる「障害者差別解消法」が施行されています。あなたは、この法律を知っていますか。



(3) 合理的な配慮と差別について

障害のある人とない人が同じように生活するためには、例えば、受付窓口で耳の不自由な方に筆談で対応したり、商店で高い棚にある商品を店員が代わりに取ってあげたりするなど、さまざまな配慮や工夫が必要になることがあります。

あなたは、もし、こうした配慮や工夫が行われなかったとしたら、それが「障害を理由とする差別」にあたる場合があると思いますか。



○用語解説

不当な差別的取扱い・・・正当な理由なく障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮の提供・・・障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

共生社会・・・障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会のこと。